

苦情処理措置・紛争解決措置

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

- ・窓 口：中ノ郷信用組合 総務部
- ・受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日・祝日は除く）
- ・受付時間：午前9時～午後5時
- ・電 話：03-3622-7131

・住 所：〒130-0005 東京都墨田区東駒形4-5-4

なお、苦情等対応手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

- ・ホームページアドレス <https://www.nakanogou.shinkumi.co.jp/>

紛争解決措置

- ・東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- ・第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- ・第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記弁護士会の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部または下記しんくみ相談所までお申し出ください。

また、お客さまから上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者のご希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

以上

